

8B-7 No. 23

GAa1/1

8B-7-23

二十八年三月

年少者のいわゆる人身売買事件について

(第四回報告)

労働省婦人少年局年少労働課



女性と仕事の未来館



00964179

英國貴族入心三回在少海記

(洋西回購法)

五少諸のいひのる入身流買事行い

目次

まえがき

1

一 調査方法

3

二 調査結果

3

(一) 事件の範圍

1. 発見された経路

3

2. どの県から何県にうられているか

3

3. 増加の状況

9

4. 契約はいつ履行されたか

10

5. 専売年少者の年令と男女別について

10

(二) 親元の状況

1. 親元の職業

14

2. 親元の生活状況

16

(三) 仲介者の状況について

1. 仲介手数料

20

2. 仲介人と被害者の知合つた関係

21

3. 仲介の動機

23

(四)

契約について

1 契約期間と契約者

2 前借金

3 その他の契約内容

(五)

雇用状況

1 どちら業種にしているか

2 就業状況について

3 敬荷状況について

(六)

事件の処置と対策について

1 対策

2 児童の保護処置

3 仲介者の処置

4 雇主に對する処置

七
す
び

依頼として不安定な世相を反映して、年少者のいわゆる人身売買事件はふえていきます。

すでに昭和二十三年十二月初旬に栃木県で発見されたときから、当誌では人身売買事件の調査を行い、三回にわたって発表してきましたが、(註)その結果を見て明らかになるように関係機関では調査取締りに大きな努力を払っているにも拘らず事件の数はむしろふえていくのです。このことは関係機関の取締り強化によつて把握された事件の数がふえてきたとともに農村の荒廃化や特飲物の蔓延などによつてあらたは身売りしてゆく者もふえて来たものと図われます。

こゝに第四回一昭和二十七年度の調査がまとまりましたが、発表するにあつて、とくに念及したいのはこれによつて、社会のひとびとが人身売買の増加の現象と、そしてそのいまいましい実態を直視したうえ売りなければならぬ事情がなぜ起り、どうすべき手段がなぜ存在するかという根本的な原因をさぐり、その減少のために一層世論を喚起してほしいということです。

たゞこの第四回調査は、全国調査ではありませんが従来の調査同様、各関係機関の資料をもとにしてまとめられたものですから、まだまだ実態の一部しか明らかになっていません。

さしいわい当誌では昭和二十八年度の予算で人身売買事件調査のために予算がくまれたので、次回からはより的確に調査ができるものと思います。その基礎資料としても今回の調査は意味あるものと思ひますが統計的分析とともにできるだけ具体的にケースを参考のために報告いたします。

注 第一回調査

いわゆる人身売買事件に関する報告書(昭和二十五年以前)

第二回調査

年少者被害の人身売買調査報告書(昭和二十五年一月—六月)

第三回調査

最近における年少者のいわゆる人身売買事件について

(昭和二十五年七月—昭和二十六年六月)

一、調査方法

(一) 調査期間

昭和二十六年七月から、昭和二十七年六月末日までの一年間に各関係機関が発見した事件について昭和二十七年七月十五日から八月末日までの間に婦人少年室が調査したもの。

(二) 調査対象

満十八才未満の年少者でいわゆる人刺売買の被害者

(三) 調査方法

各都道府県一民政府、児童相談所、労働基準局、労働基準監督署、公安職業安定所、国警、地方法務局、又は司法送務局、家庭裁判所等関係各方面にすでに把握されている資料に基づく調査で、なお地方の婦人少年室でおこつた実態調査も含められている。

(四) 調査項目

児童氏名、年令、性別、続柄、住所、勤職、親元の職業、家族数、家庭の収入程度、雇用先の住所、職業、雇用年月日、業務内容、就学状況、契約内容、仲介手数料、処置状況、帰郷希望の有無、把握され経路、仲介人と被害者との関係、満十八才以上の被害者の概数

(五) 調査担当者——婦人少年室

二、調査の結果

(一) 事件の範囲

発見され経路

まず今回の調査の対象となつた被害年少者がどのような経路から発見され、か次の第一表で調べよう。

第一表 発見され、経路 (不明を除く)

警察関係

警察の関心、捜査

二一三

警察への申告、届出

二〇六

他の事件取調中発見

一九二

警察の探知、臨検

一六九

一斉取締

七五

不審相同等の他販路中

三二

投書による臨検

二一

被害婦の訴訴調査

一〇

計

九一八

府庁基準監査機関関係

監督署への連絡届出

二七

監査官の臨検

一四

監督官の関心、調査

九

計

五〇

民生部、児童相談所関係

児童相談所への申告

一〇

児童福祉司の調査

社会福祉事務所への届出

長欠児童の調査

民生部児童課への投書

計

新聞、報道機関関係

新聞記事掲載による調査

報道機関よりの連絡

計

児童安定機関関係

児童安定所への連絡届出

児童安定所の届け出し調査

計

学校での長欠児童調査より

入籍施設等の調査

家庭裁判所の調査

婦人少年室への申告

被害年少者の自殺未遂

合計

六

五

三

一

二五

一三

七

二〇

五

二

七

一〇

五

五

一

一

二五〇

二五〇

二五〇

第三回の調査と同様、警察関係が最も多く、九一八件（八八・一％）で大半をしめている。そのうち「警察官の関込み調査」で発見されたものが二一三件で最も多い。「警察への申告で発見されたもの」二六件のうち、両親からの届出が二一件、近所の人からの届出が五三件、本人が届出したものも四三件ある。二三例をあげてみると、

「接客婦として売られたある少女は、売淫をきらい、昭和二十五年九月十九日母のところへ逃げ帰つて来たが、母の留守中仲介者が庭へに来て無理につれだし、母が家で娘の書置を見て警察署へ届出した」

「十年程前に父親が、新潟へ出張に行き、妻と同棲してしまつたため、母親が十四才になる娘を売り、たまに父親が帰つてきて子供のいないのに驚き前の警察署に届出て発見された」

「十七才になる少女は駐留軍相手の接客婦に周旋されていてが、つとめがつらく、二三度逃亡をはかつたがそのたびにリンチを受け、ようやくすきを見てパトロールに投訴を求めて発見された」というようなものがある。

このほか、

「十七才の接客婦が保健所へ妊娠中絶の申請をしたため医者からしらべて警察へ届出したもの」や、

「仲介人が仲介料の母に二〇、〇〇円強盗に求むるため警察へ雇主から届出て来たもの」などもある。

「他の事件販賣中発覚したものは、ついで多く一九二件であるが、おもなものは、他の人身売買事件から手づる式に発見されたもの、他の窃盗容疑、スリ現行犯、前科金詐欺事件、客の暴行事件等から発見されたものである。例をあげると、

「被害婦の同族を兼としていた仲介人一味が、他の特殊飲食店から被害婦誘拐で訴えられたことから発覚した」

「十六才の被害婦が所持の現金、時計等を盗んで逃走し捜索願がでて発覚した」

「被害年少者の母と仲介人は義兄弟で、仲介手数料を親戚関係でありながらつとめたといふことが母が警察に訴えたことから発覚した」

「仲介手数料と前借金を払ったにも拘らず仲介人と本人と逃走し詐欺にあつたと特殊店から訴えられ調査した結果判明した」、等である。

「警察の探知路線」の例については、

「愛知県の特設街で、人身売買一斉取締中に風評を聞いたので内偵したところ、仲介者が東北方面から婦女子を雇用して来ることが判明し、直ちに本籍地に照会するとともに被害者の雇用先を臨検した結果、本人は無断家出している差で、生年月日も昭和十五年三月十九日であるにも拘らず雇用名簿には昭和九年三月十九日と虚偽の記載がしてあつた」、というのがある。

「不審証向その他版籍中」のものの中には、現行犯として連行途中、取寄などで発見されたり、折頭で取調べで判明したものが多く、年少者が逃亡途中発見されたものも多い。

「投書による結核」は遊樂場からの投書が多い。

「竹枝渠監督署関係で発見したもの」は、全部で五〇件であるが、「監督署への連絡届出しのうち民間からの投書はわずかで、職業安定機関や取の公安室、児童相談所等からの連絡がおもなものである。

「新聞記事掲載による調査」も十三件あるが、なかには「西日本、朝日、筑後日々新聞に、何枚かの所を地で行くもの」見出しで報道され、昭和二十五年五月から二十六年十一月の間に相当の竹枝渠を周旋していることを熟知した職業安定所では二十六年十一月二十一日取調べを開始し、さらに二十七年二月に再調査し違反の事実があることを認め、警察と協力して取調べた、という例もある。このほか発見されるまでに、学校や職業安定関係はじめ、いろいろの経路をとらつてはいるが、民間の協力やら関係機関の密接な連絡のもとにこうして明るみに出るまでには相当の妨害があるものもあるようである。

2. どの県から何県に売られているか

次の第二表で府県別に年少者の移動状況を見ると、全国各県にわたつて身長り児童を出し、また受入れている。これは第三回の調査よりさらに全国的にひろがつたようである。前回にはまだ出身県、受入県ともに一人も見えなかったのが三県ずつあつたのである。

また出身県についてみると、東北大県はおいとらず多い方であるが、九州地方も多く発見されている。また最も多いのは栃木県の一二六名で終戦後発見された頃は受入地方として最も多かつたのが今度は出身地として最も多いという逆の傾向をましている。ついで福岡の一〇三名、群馬九名

[illegible]

大阪九五名、豊後七六名、秋田六九名、福島六七名の順である。

愛入先について、福島一五三名、神奈川一〇五名、東京一〇七名で、都会の多いのは前回同様である。次に群馬の八一名、愛知七四名、大阪七二名、長野六六名、埼玉五六名の順が多い。

3. 増加の状況

調査の結果、前売り年少者がどのくらいふえていゝるか調べてみると、今回の調査では一年間に萬十ハ才未満の被害者がのべ一、四八九名発見されている。これを前回の一年間に六七四名と比べると、約二倍強にふえていゝる。

年度別	区分	被害年少者	仲介者
昭和二十五年七月一 ・二十七年六月		一、四八九名	九四七名
昭和二十五年七月一 ・二十六年六月		六七四名	五六八名

昭和二十七年七月に調査で発表になつた資料によれば、萬十ハ才以上も含めて昭和二十六年中、一年間に七、二五五名発見されている。そして昭和二十七年上半期の半年間にはすでに七、六五三名と前年度の数を上まわつてゐるから、約二倍強にふえていゝることは、この資料からも裏づけられることであらう。

4.

契約はいつ履行されたか

現在発見されている人質売買は、若売られたものがようやく発見されたものか、それとも取締りの強化された最近でもなお売られて行く傾向にあるか、次の第三表でしらべてみよう。

第三表 契約時期別 (延人数)

契約時期別	児童数
昭和23年以前	25
昭和24年中	27
昭和25年中	123
昭和26年1月	17
2月	37
3月	40
4月	79
5月	68
6月	58
7月	60
8月	84
9月	90
10月	66
11月	47
12月	57
昭和27年1月	41
2月	66
3月	54
4月	87
5月	47
6月	17
7月	7
不明	278
不 世 話 さ れ る 途 中 発 見	4
合 計	1,489

713

319

5.

買売り年少者の年令と男女別について

昭和二十六年中に契約したものが七一三名、昭和二十七年上半期に契約したものが三一九名をあわせると、一〇三二名の多数にのぼり、多い月には判明しただけでも一〇〇名近くの年少者が売られており、当否の取締りの目をこまかし、法の網をくぐつていままなお人質売買はつづいて行われているといえよう。

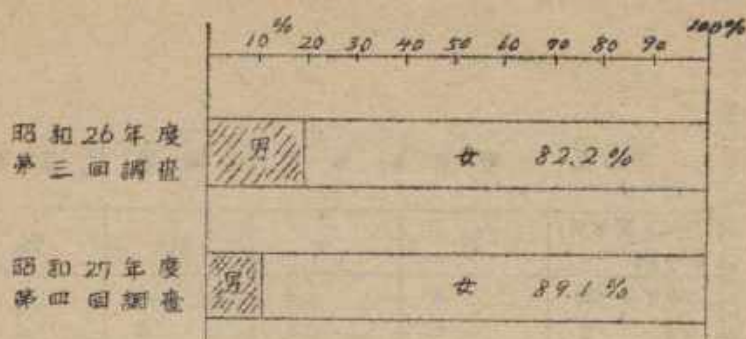
第四表によつて被害者の年齢がどの位か、男女の割合はどのくらいかしらべてみると、まず年齢層は十六、七才が最も多い。十七才が四六%弱で最も多く、十六才が三〇%強で、ついで多い。これは被害婦に売られるものが多し関係で十五、十六才以上の年齢の娘が仲介人の手にかかるからであらう。一〇才未満のものの中には、大才のものもいるが、これはかわつた例で子供をつかつて食をさばものである。(へ宮城縣) 男女別は、あいかわらず女子が圧倒的に多く、約九〇%弱をしめ、男子は約一割強にしかすぎない。

第四表 男女別、年齢別被害児童数

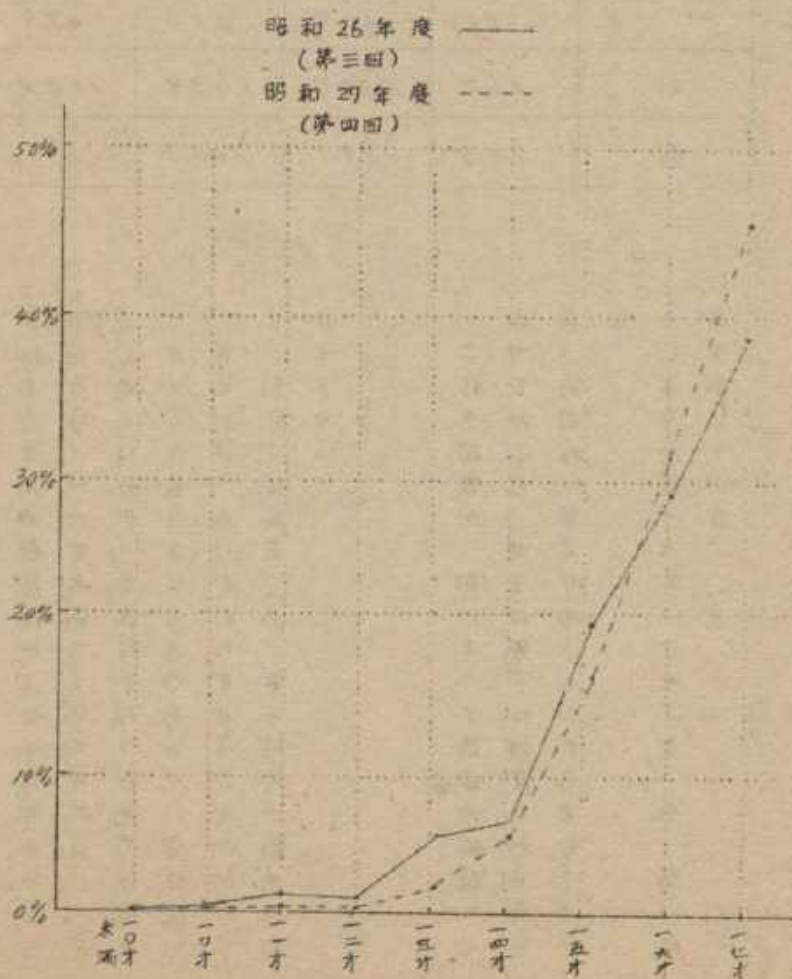
年齢別 男女別	男	女	計	%
10才未満	1	3	4	0.3
10	—	2	2	0.1
11	1	1	2	0.1
12	3	7	10	0.7
13	4	22	26	1.7
14	14	65	79	5.3
15	24	206	235	15.8
16	56	392	448	30.1
17	54	629	683	45.9
計	162	1327	1489	100.0
%	10.9	89.1	100.0	

これを圖表(A)、(B)によつて前回の調査にくらべてみると、女子の男子に對するわりあいは、前回の比率よりも、もつと多くなつてゐる。
また年齢層は十六才、十七才が、やはり高い比率を示している。

図表(A) 年度別男女別比率図



図表(B) 年度別年齢別比率図



満十八才以上のものとの比較は、この調査では正確につかめなかつたため、調査の昭和二十七年七月発表の資料によると次のとおりである。

年令区分	時期別	
	二六年一月—十二月	二七年一月—六月
十八才未満	二、八五〇（三九、三%）	二、二四八（二九、四%）
十八才以上二十才未満	一、三三〇（一八、三%）	一、四五六（一九、〇%）
二十才以上	三、〇七五（四二、四%）	三、九四九（五二、六%）

(二) 親元の状況

人 親元の職業

身売りの悪徳の勃發、あるいは同接の悪徳として家庭の生活状況がもつとも密接な関連をもつて
いるが、親元の職業がこの傾向をあらわしている。親元の職業を第五表で見ると、農業、白屋、紙
脈の順で、炭坑夫、漁夫がつすいて多い。調査で見ると第三四の調査では少なかった炭坑夫と漁
夫が今回の調査では多くなつて来ているが、そのほかは同じような傾向である。加えて炭坑肥前や
漁村の不況が目立つてきたとみることができよう。

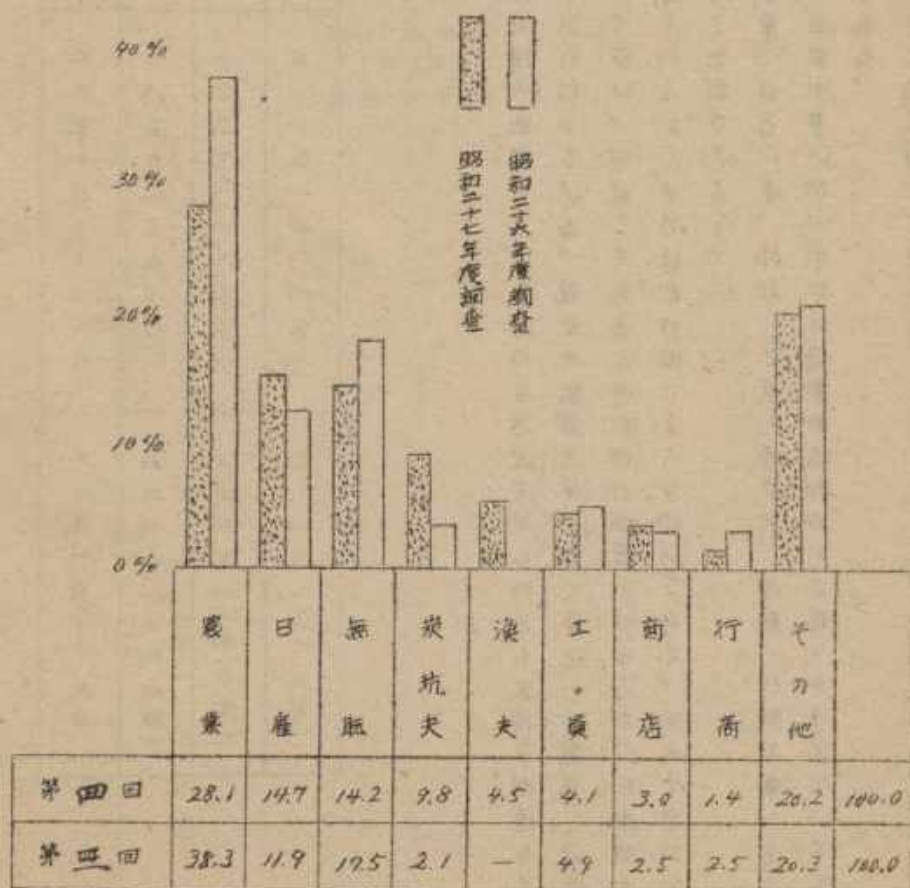
その他の中には難役夫、傘修理業、ひろい屋、仲仕、小使、掃除夫、仲居、竹細工業、あんま、
下駄販などあまり収入の多くない職業が多いが、中には酒業や織物の小工場をかまえていても税金
のために倒産して債を売つた例もある。

つぎに親元の家数、収入状況の一端を調べてみよう。

第五表 親元の産業

親元の産業	児童数
農業	二四〇
日雇	一二六
無職	一二一
炭坑夫	八四
漁夫	三八
工員	三五
商店	二六
行商	一一
大工	一一
土工	一一
会社員	六
いかけ屋	六
その他	一三七
不問はる	四八九
合計	一三四四

図表(C) 親元の産業年別比較図



多子家族の多いことは第六表でも明らかで四人家族、五人、六人、七人と大体同じ位で最も多い。一人あるいは十一人以上の多子家族もかなり多く、故郷として口べらしあるいは、農村の二三男のほけ口、適期労働力として娘の出稼ぎが人身売買のかたちとなつて現われているようである。

十一人以上の家族のなかには、家族十八名の炭坑夫があり、全家族の収入一七、〇〇〇円で、どうしても娘を手はなさなければならなかつた数もある。

収入程度を見ると、判明しているものはわずかである。譲りみれば前回の調査のときよりも多少なつてはいる傾向にあるが、生活必需品の値上により、生活程度の低い者にとつては生活苦が深刻になつて来ているようである。二三例をあげてみると、

「十人家族で、父は漁夫として一ヶ月三、〇〇〇円の収入しかなく、母が内職の縫あみをして一ヶ月五、〇〇〇円とるが、あまりの生活苦のため、十七才の娘はみずから上級生だった接客婦に仲介を頼んで身売りした」

「収入は一五、〇〇〇円ある会社員だが七人家族で暮らして行けないため、十六才の娘は前借金をして織物工場へ出稼ぎに住込んだ」

「収入の二万、〇〇〇円程度ある飲食店を営んでいたある家では営業不振のため八才の時もらつて育つて、いた養女が十四才になつたので接客婦にし、売渡を強要していた」

「五人家族のある家では、父が新潟へ出稼ぎにゆき、最初には送りがあつたが、その後社送りが絶え、生活に困つた母は内夫を入れて同棲し、子供は全然収入の道なく、坊きに出入り十四才の娘は

はじめ作せとして抱いたが二ヶ月後には女給として仲介され、カフェーに住込んだ。

以上のような事例から親元の生活を助けるために身売りをした者が多いが、昭和二十七年七月に盛岡市で出された娼婦にもこのことはうかがわれるのである。すなわち二十七年上半期に管下の風俗営業に従事していた人身売買の被害婦女子二四三名の動向は、

生活苦によるもの 一三七 (五六・四%)

誘惑によるもの 六八 (二八・〇%)

小遣銭不足によるもの 五 (二・一%)

家庭不和によるもの 四 (一・六%)

好奇心によるもの 二 (〇・八%)

自暴自棄によるもの 二 (〇・八%)

親の放任によるもの 一 (〇・四%)

虚栄心によるもの 一 (〇・四%)

その他 二 (〇・五%)

合計 二四三 (一〇〇・〇%)

となつており、生活苦によるものが約半分以上をしめてゐるのである。

第 六 表 親 元 の 収 入 と 家 族 数

親元の収入	家族数									
	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人	九人	十人以上
一、〇〇〇円以下										
二、〇〇〇円		一	二	一	二					
不明										
計										

計	不明	収入ナシ	収入不定	生活保護法扶助料のみ	中位	収入下位	国棚一所以下	国棚三反以下	三〇、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円
一一	五	三																三		
三五	一七	四	一		二	五					一						一	三	二	
五二	一九	二	二	一		八					一	二	二		四		三		三	三
八五	五三	一	四	二		一一					四	三	六	三	三	四		三	五	二
八三	二八	二	一		三	一〇	二	一			五	二	九	三	一	四		七	二	一
八二	三五		二	四	六	一一		一			五	二	二	一	三	二	三	二	二	一
七九	三二	二	一	三	二	五			一	一	五	二	八	一	四	四	一	三	二	二
五二	一九				二	一〇	一	一			八	一	四			一	四	一		
二四	一五				一	二					二	一	一		一		一	二		
二一	一二				二	五					一								一	
一〇	四				一	二					二		一							
八一〇	七六四	一		三	一	三二			二			一			一			三		
一、三五四	九八一	一五	一一	一三	二〇	九九	三	三	三	一	三四	一四	三三	八	一七	一五	一三	〇七	一七	九

(三)

加分者について

今回の調査で判明した仲介者の数は、第七表によれば満十八才未満の者を仲介したものが九四七名、満十八才以上の者を仲介したものが二四五名である。満十八才未満の者を仲介した者は年令別にみると、十代の者が最も多く、ついで三〇代、五〇代、二〇代の順である。二〇才未満でありながらすでに仲介しているものなほでは、職業、師範科が教人を仲介したり、客ではいわゆる不良少年仲間を仲介しているものがある。

第七表 男女別、年令別、仲介者数

年令構成別		男	女	不明	計
満十八才未満の者を仲介したもの	20才未満	7	7	-	14
	20 - 29才	89	45	14	148
	30 - 39才	87	70	13	170
	40 - 49才	114	114	22	250
	50 - 59才	72	61	18	151
	60 - 69才	37	21	5	63
	70以上	14	5	3	22
	不明	68	51	10	129
計		488	374	85	947
満十八才以上の者を仲介したもの	20才未満	3	3	-	6
	20 - 29才	27	14	-	41
	30 - 39才	19	18	-	37
	40 - 49才	32	29	2	63
	50 - 59才	22	18	-	40
	60 - 69才	19	5	-	24
	70以上	4	7	-	11
	不明	18	5	-	23
計		144	99	2	245
合計		632	473	87	1,192
%		53.0	39.7	7.3	100.0

男女の比は、男が五三%、世が約四〇%強で、男の方がやや多い。

仲介手数料

つきに仲介手数料を第八表で見ると一人あたり一〇〇〇円から二、〇〇〇円のものが多い。一人あたり仲介しての収入同様の結果である。ついで二、〇〇〇円から三、〇〇〇円のものが多い。一人あたり仲介しての収入

第八表 仲介手数料

仲介料	児童数
500円未満	60
500円以上	103
1,000円	180
2,000円	113
3,000円	71
4,000円	21
5,000円	49
6,000円	6
7,000円	11
8,000円	9
9,000円	1
10,000円	28
20,000円	6
30,000円	1
40,000円	2
汽車賃と現物	3
汽車賃と養	4
養の	10
現物の	25
無し	118
不	668
合	1,489

入は多いようであるが、一人で何回も仲介している場合が多いので仲介者にとっては相当の収入とをうけている。

たとへば、

ある仲介人は近所に住んでいてその子に同姓中養女にいいところがあるから世襲してやるよと甘言でさせい。近所の境家婦と共謀して三人の娘を四二、二一〇円の前借で引渡した。そのうち更に二人を二六、五〇〇円、一五、〇〇〇円でそれぞれ別のところへ引渡し、もう一名を一〇、〇〇〇円でまた別のところへ仲介した、というものや、

「駅の待合室や、市内の飲食店、料理店があるきまわり、金や能がなくて困っている者もたまし
て四三名も、二十九日にわたり仲介して一ニ八、五のり用立ていたしもの、
まじは、

「通称司関東の石松」と称する前科八犯の譯渡で、昭和二十六年十一月頃から上野・浅草方面に
家出浮浪中の婦女子三十三名をたまして神奈川千葉方面に仲介し、手数料一ニ八のりり受取つ
ていた」というのがある。中には特種優良店に固定請でやとわれている仲介人もあつた。

2.

仲介人かどのような関係から被害者に近づき、また被害者は直接身売りの仲介人とどういう関係
であつたか、第九表で大略の傾向を見ると「同町村内に居住」としている者が最も多い。

第九表 被害者が仲介人と知合つた関係

関 係	児童数	関 係	児童数
同町村内に居住	二〇四	親戚関係	一三
他人に誘拐する	六〇	姉妹関係	四
家出浮浪中知合う	五〇	恋人関係	三
両親の傾けが仲介人の知人	四七	内縁関係	三
仲介人と被害者が知人	四三	情夫の知人	三
仲介者の花街寄集	三五	仲介人の娘と知人	三
友人に紹介さる	二九	その他	八
親子関係	二七	計	五三二

(不明を省く)

まず仲介人は近在の年少者に目
をつけて甘言を以て仲介するの
が多いようであるが、近所に住
んでいる家庭の状況がもつとも
わかり易く、また出入りもし易
いためであらう。
なかには禁禁教の布教師として
近所をまわつていろうちに知合
つた娘をつきからつぎへと同旋
していた例もある。
「他人に誘拐さる」というもの
も六〇名あるが、おもに年少者

のつとめ先で甘言、愚痴などで誘拐したもので、たとえは風呂屋につとめている者や、普通喫茶店につとめている者につとめている者が、恥があるから世話をするといつて連れだしたのや、特殊飲食店へ客になりすまして入り込み、結婚するからといつてだまして勧誘し、別のところへ売つた例もある。

「家出浮浪中に知り合う」というのは車内、駅、駅待合室または映画館、ギヤバレ、ボート等で家出らしい者をつかまえては仲介したものであるが、単なる家庭不和や部会に対するあこがれで家出した者の母がに生活を助けるため恥辱しに家出したもの、または家計困難なため口べらしに家出したものが多くなつてきている。

「両親のいざれかか仲介人の知人」というものは、父または母親が仲介人と知合であつて、父が炭坑の同僚に世話を頼んだり、母親が買物先で仲介人と知合つたなどというのがある。

「親子関係」というのも二十七八あるが、この中には義父、義母などもふくまれている。しかし親が子を買うような悲劇がしばしば行われており、次のような事例がある。

「母親が夫の死後あんまをして生計を立て、いだが、アパート住まいから独立の家屋であんまを副業するため借屋を見つけたが、これを借りるため同族、家主への贈礼、家賃等四三、八〇〇円を必要とするため長女に相談した。その結果嫁の長女を嫁を売つてもらひ」と話がまとまり、母親と芸妓置屋と相談の結果、七八、〇〇〇円の借借で雇われることになった。

「恋人関係」と「内縁関係」というのもみられるが、仲介人がまず婚女子と恋愛関係をむすんでから結婚する準備の費用をかかせたといつて相手をつたものが発見されている。あるものは発見されて相手の仲介人が処罰されようとしたときそれをかばつて一般的訓戒を重すました。

のもあつた。

三、仲介の勤儉

仲介人が他人の子供を両族しては自分の生活の源にしたり、年少者をいかかわしい職業に仲介するのを禁としておけるのは一掃どういう勤儉からはじめたものが、長時間を少しあげて善考にしてみよう。

「仲介人の妻が和服の仕立業を営んでいて、後宮婦の着物を専門にぬつていて、近所の子供たちがそれを見て着たいが貧乏で買えない。その子供たちの哀訴を知つて仲介人は甘言を以て子供を両族することがわりに答へるものにつけてこんで仲介をはじめた」

「ある仲介人は近所の職が母親の後妻に行つて、先で継父にいられてゐるのを思ひかねて、その職を東京へ連れだし、持込店へ世話をして謝礼を受取つた」

以上のようなものは、職業の機会から仲介を思いついた例であるが、次にあげる例のように、一般的窮乏と胎のないのに目をつけて業にしはじめた者もある。

「北海道のある町では、数年来海流の変化により不漁に見まわれ、漁業一本に頼つていたこの地方では生産手段をもつていない、多い小漁師系統の家庭はいちじるしい困窮に陥り、他の地方に胎をもつて出稼ぎするようになり、子供たちも家計の一助として、何かおぼろげなつた。その頃ある農業者、同組合から農業仲介者三十五名の求人申込みがあり、はじめは胎業定所を通じておこなわれたが、そのとき求人側から控衛代理に指定されたものが、その後も個人的に農業経営者から労働者の誘導

を頼まれるまゝ、に明渡業をはじめ、留用寮庭はこの仲介人のもとへ就労幹族をたのみ継続して業に
しに

まはせ子の仲介人の多くはもと娼妓をしていたものや、時勢飲食店につとめたことのあるもの、
あるいは接客婦の母や姉というのがあり、温泉場近くの博覧街では温泉場の旅館の女中や、カフェ
ーの女給などが郷里の貧家の子女を同族して、こずかいかせぎをしていたというのがある。

契約について

契約期間と契約書

前回の調査のときもすでに契約期間のはつきりしているものは明らかでなかつたが、今回の調査でも契約書をとりかわしているものや、期間を定めているものはまれにしかない。期間をさめているものも殆んど一年である。なかには二年、三年、四年、くらしいの期間をさめているものも織物工場の女工や、女中、作女の集裡に少しみられた。女中で、十五才のとき一万円の前借金で月一、〇〇〇円の給料という約束で七年間の契約をとりさめていた例もある。

つぎに東京で見えた契約書を二、三参考のために添付するが、期間は、基準法にふれないように一年に限られているが、前借金も明らかになつていているものである。

参考一

年期限入契約証書



本籍 茨城県 ○○○○○○○○

主 戸主 ○○○○○○○○

奥勤本人 ○○○○○○○○

右之者昭和二十六年九月五日ヨリ月シク式拾七年九月四日迄ノ期間此ノ給料が月給金千五百円

也耳頼金万八千円ニ定メ年勤男子店員奉公ニ違ハシ候右給金ノ内金六千円也前借ニ多敷リ候事実

証也然ル上ハ期間中ハ忠実ニ右則ニ基キ相勤ノベク候万一ノ事情等ニ依リ中途ニシテ解約申出テ

場合ハ年ノ日割リニ計算シテ返金ノ約條ニ候依而茲ニ契約証書如件

昭和式拾六年九月五日

茨城県 ○○○○○○○○

契約人 ○○○○○○○○

茨城県 ○○○○○○○○

立会人 ○○○○○○○○

印

印

年期應支給着約條

裝成渠○○○○○○○○

果動本人 ○ ○ ○ ○

右之看照和二十六年九月五日ヲ以テ当店員トシテ雇入候然ル上ハ本人ノ日常ノ日用品ハ勿論ノ
事外ニ作業着トシテハ草履ダビ前掛ケ印俵天ナリ藪与トシテハ夏ハ夏着是れ数冬ハ冬物上下色組ヲ
支給ス。他ニ本人ノ湯銭理髪銭小使ハ毎月公休日ニ百円ツツヲ私ヨリ相違ナク本人ヘ手渡シノ約
係ニ候 依而若ニ後日ノ為石之通リ契約証言如件

昭和貳拾六年九月五日

東京都下○○○○○○○

⑧ 酒店主

○ ○ ○ ○

茨城縣○○○○○○○○○○

○ ○ ○ ○ 版

金子敬取証書

一金六兩用也

昭和貳拾七年度産人〇〇〇〇の屯月より四月迄の格科本日正に受取申し候

昭和貳拾六年拾貳月貳拾四日

○ ○
○ ○
○ ○
○ ○
○ ○
印 印

○ ○ ○ ○ ○

を継まれるまゝ、に同族家をはじめ、周囲家庭はこの仲介人のもとへ就労斡旋をたのみ継続して業と
し上し

まにせ子の仲介人の多くはもと娼妓をしていたものや、特殊飲食店につとめたことのあるもの、
あるいは接客婦の母や姉というのがあり、温泉地近くの将飲街では温泉場の旅館の女中や、カフェ
ーのせ給などが郷里の商家の子せを同族して、こずかいかせぎをしていたというのがある。

契約について

契約期間と契約書

前回の調査のときもすでに契約期間のはつきりしているものは明らかでなかつたが、今回の調査でも、契約書をと리카わしているものや、期間を定めているものはまれにしかない。期間をさめているものも殆んど一年である。なかには二年、三年、四年、くらいの期間をさめているものも、蔵物工場の女工や、女中、作女の業種に少しみられた。女中で、十五才のとき一万円の前借金で月一、〇〇〇円の給料という約束で七年間の契約をとりさめていた例もある。

つぎに東京で発見された契約書を二、三参考のために添付するが、期間は、基準法にふれないように一年に限られているが、前借金が明らかになつてゐるものである。

参考一

年産産入契約証書

式四
式四

本籍 茨城県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

主 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

契約本人

〇〇

右之者昭和二十六年九月五日ヨリ同シク式給七一年九月四日迄ノ期間此ノ給料が月給壹千五百円

也其額壹万八千円ニ定メ年産男子店員奉公ニ遣ハシ候右給金ノ内金六千円也前借ニ受取リ候事実

証也然ル上ハ期間中ハ忠実ニ店員ニ基キ相勤メベク候万一ノ事情等ニ依リ中途ニシテ解約申出テ

ノ場合ハ年ノ日割リニ計算シテ返金ノ約條ニ候依而義ニ契約証書如件

昭和式給六年九月五日

茨城県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

契約人

〇〇

茨城県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

立会人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 前借金

第十表によつて、前借金の傾向をしらうべであると、第三回の調査のときからくらべて高額のものが多くなつてきている。

前回の調査のときには前借金一〇、〇〇〇円以上度とつてゐるものが三四%強であつたが、今回の調査では約四七%強になつてゐる。(不明を除く)

最も多いのは一〇、〇〇〇円から一五、〇〇〇円度とつてゐるもので、つぎが一五、〇〇〇円から二〇、〇〇〇円である。概して一〇、〇〇〇円以上前借金を出してゐるのは接客婦関係で、準備のための前借金も入れてかなり高額を貸してゐる。前借金五〇、〇〇〇円以上のものなかに、十五才の少女で一五〇、〇〇〇円前借して女中名義で接客婦になつたものもある。そのほか一一〇、〇〇〇円前借した一七才の芸妓、九六〇〇〇円前借した特殊料理店の酌婦、八〇、〇〇〇円貸付とつた一六才の芸妓等もあり、このような高額の前借金は例年はたらいでも消えるものではなく、かえつてふえていくものが多い。たとへば、十五才の少女が芸妓になるとき四五〇〇〇円の前借金で、新しい着物を買ったといつてはふえ、親が無心にさたといつてはふえ、おひろめと称して二〇、〇〇〇円ふえ、三ヶ月するうちに七八、〇〇〇円にふえていたものもある。

第十表 前借金

前	不 明	前借金額別										児童数
		五〇〇円未満	一〇〇〇円	二〇〇〇円	三〇〇〇円	四〇〇〇円	五〇〇〇円	六〇〇〇円	七〇〇〇円	八〇〇〇円	九〇〇〇円	
一四八九	九五二	八三	一三	二一	二六	一五	五〇	五四	七五	一二	九	二五

3. その他の契約内容

契約期間 前借金などのほかに一ヶ月の給料を定めているものがあるが、接客婦関係、裁物工場、作家等では内容がかなり違っている。

接客婦関係では給料として一ヶ月の額を定めたものは少く、可食部とナツア制または一ヶ月の稼働額の四分六分、折半、七分三分とというようなきめ方が多い。一ヶ月の稼働額は、大体で泊り込みが六〇〇円から一、五〇〇円、月一時間以上三〇〇円から六〇〇円くらいが標準である。

裁物工場の方工などは一ヶ月一、〇〇〇円から二、〇〇〇円くらいでなかに一ヶ月五〇〇円の現金と衣類一衣というような契約のところもある。かわつた例では通賃拂いがなく、四年間働いて食へることと着る物の一切の面倒をみるという裁物工場もあった。

(五) 雇用先の状況

どんな業種についているか

雇用先の就業業種についてしりへてみると第十一表に示すとおりである。

第十一表 就業業種別被害状況表

業種別	被害数	%	備考
接客婦	636	62.8	元香婦、持
酌婦	206	12.9	持、持
女中	165	11.1	持、持、持
作男	106	7.1	
勤続女	80	5.4	
作女	77	5.2	
商女	55	3.4	
女給	48	3.2	
芸妓	31	2.1	
工女	30	2.0	
子守	22	1.5	
行商	19	1.3	
カス	4	0.3	
その他	3	0.2	
不明	4	0.3	
計	1,489	100.0	

前回の結果とはほぼ同傾向で、接客婦が四三%弱で最も多い。つぎも同じような職種の酌婦（一四%弱）で、半数以上は年々若者にとっては禁止されている業種である。農業関係は、作男、作女あわせて約一二%強で、あいかわらず農村方面への身売りは絶えない状況である。

接客婦や酌婦などへ就業するもののうち、最初から就業したのではなく、他の職業からいわゆる

転売したものも早く回立ってきている。これは、紡績女工や商店員をしていても家計の助けとなるほど収入がないためで、次のような例がある。

「はしめ近くのマーケットに勤めていたが、マーケットでは衣服も買えず。うた母親が三年間も肺を病んでいるため医療費その他を得るために三〇、〇〇〇円の前借をして売春婦となった」

「ある紡績工場につとめていたが一ヶ月程つとめて止めてしまった。しかしやめて家へ帰っても困るので知合の紹介で転々と勤務をしている」

2 就業状況について

年少者が就業してからどのような労働をしているか。

内容についてはあまりくわしい報告がないが、基準法にふれるような労働条件が普通で、そのうえ虐待使をしているところが多い。

紡績女工の例では、朝は七時半から就業し、就業が夜の二〇時、休憩はその間昼に一時同じかあてえられず、休日も月二回しかなく、それで給料は月三〇〇円というところがある。

また、虐待された接客婦が逃げたそうとしてそのためにリンチをうけた例はまれにものへたとおりであるが、酷使された接客婦の例として次のようなものがある。

「十七才の接客婦をしていた娘は、風呂にも病院にも監視つきで、食事も勤務年数によって差別されていた、そのうち妊娠三ヶ月で人工流産（二、五〇〇円の前借金増加）をしたが手術後二日目には客をとるよう強要された。また契約内容と実際の労働条件が殆んどちがうようであるが、メリヤス工場の場合には

「募集の條件

月給 二、〇〇〇円

実際の労働条件

支給された額 一、五〇六円

労働時間 一日八時間

休日 月三、四回

旅費を支給する

と報告されている。

全般的に中小企業の労働条件は悪く基俸法違反はしはしはあけられているが、前借金でしはられているこの被害者たちは殆んど基俸法に違反するような労働条件で酷使されているようである。

3 教育状況について

被害年々若者などの程度教育をうけていたが第十二表でしらべると、義務教育課程を一律終えているものが約四〇％で最も多い。しかし、小学校卒業だけで新制中学へすすまないものと小学校中退・新制中学中退をあわせて義務教育を終了していないものは約五一％もある。

このことは、教育の最低義務でさえ、生々者が親元をはなれて住込みで働く場合にはほとんどおごりにされてしまうとみられるし、また逆からみれば、義務教育をおえても通職がなく、もぐり同族人の手によってやつと就労するものや、あるいは長期欠席や中途退学のなかには、かなりの身売り児童がいることも予想されるのである。

いすれにしても、これらの年々若者の不幸は、教育の面からも如実にあらわれており、保護するにあたっては就労の途にまで配慮する必要がある。

一日 十三時間

月 二回

支給なし

L

第十二表 教育状況

教 育	程 度	児童数	%
小 学 校	通 学 中	2	0.3
“	中 退	49	8.1
“	中 業	182	29.9
高等小学校	中 退	2	0.3
“	中 業	19	3.1
新 制 中 学	中 退	78	12.8
“	中 業	239	39.3
“	通 学 中	18	2.9
新 制 高 校	中 退	9	1.5
不 就 学		10	1.6
特別級(週=四)		1	0.2
計		609	100.0
不 明		880	
合 計		1,489	

(六)

事件の処置ならびに対策について
1. 対策

すでに前回の報告書でものべたとおり、中央青少年問題協議会では関係各省が一体となつて、たゞたゞ対策をねり、取締り保護を強化してきたが、昭和二十七年二月十四日には、ついにその基準方針が次官会議によつて決定されたのである。

これは、かつて昭和二十四年春に出された四次官の共同通牒にくらべて、さらにあたらしくとりあげられた点や強化された面もあり、要点を記してみると次のとおりである。

(1) 児童福祉法のいわゆる「保護受託者制度」の活用。

(2) 同じく法第三十條による同居児童の届出履行の促進。

(3) 労働基準監督署間の取締りについては、特に人身拘束的違反の被害者受入地、例えば繊維工場、特殊飲食店等における監督と是正に留意すること。

(4) 公営職業安定所は、被害者又は被害のおそれある者については、速やかに就業させるための「専就職者緊急通報」の様式により、社会福祉事業所又は児童相談所よりの通報を要求していること。

(5) 学校における長期欠席児童生徒に対する調査指導と義務教育の徹底をはかること。

(6) 職業教育の振興と純潔教育の普及。

(7) この種事件に付社して懲罰をことにする同族屋その他の悪質犯罪者に対する取罰。

当該事件の特異又は重大なものについては、六月限り、刑事関係報告規定第六條に基く臨時的報告として、報告を要求していること。

なお、青少年問題協議会では例年のように、昭和二十七年五月五日から二週間にあつて、十六回目「青少年保護育成運動」をおこない、いわゆる人身売買の絶滅をともに目標として全国的に展開したのである。

また、一方衆議院の行政監察特別委員会では、人身売買事件に対し、昭和二十六年九月から調査を開始し、同年十月三十日には、委員会事務局から委員長あての中間報告がなされた。さらに、才十三回国会開会中、昭和二十七年二月二十九日と三月三日、四日の三日間証人喚問をおこない、同年四月二十一日の委員会では、これらを基礎に衆議院議長あてに提出する報告書が決定されたのである。

以上のような対策樹立の動きにあわせて、その後も右前保護機関では努力がたえずつづけられ、保護取締りの効果をあげてきている。

2 児童の保護処置

被害耳々者の保護は、やはり前回の調査結果とはほぼ同じような状況である。第十三表でみると、最も多いのは「家庭復帰」として、大部分（約六九%弱）が郷里へかえられている。年々者の希望によって親元へかえされたものである。親元が貧困家庭であるとせば経済的援助なく、ただ親元へかえしても完全に保護されたとはいえない。

かえって年令をごまかしてまた周旋されるところになるのである。生活保護法の適用をうけていなかったところには扶助料をだす方針で処置してはいるが、どの程度援助されたかは不明である。

つぎに多いのは「現狀維持」として約一%を占めている。これは勤続女工や商店店員、子分、農家手伝、女中などの職種に多く、前借金による

第十三表 処置状況

処置状況別	児童数	%
家庭復帰	467	68.7
現狀維持	72	10.6
配置転換	47	6.9
児童相談所委託	42	6.2
行方不明	19	2.8
保護施設収容	11	1.6
警察一時保護	7	1.0
家庭裁判所委託	5	0.7
性病院入院	4	0.6
結核療養	3	0.5
里親制度委託	2	0.3
死亡	1	0.1
計	680	100.0
取調べ中	664	
合計	1344	

賃金の相殺や、不当な雇用条件をあらためて、労働基準法にもとずいた正規の雇用契約をとりかわしたうえ、現在のところにとまっているものである。しかし、なかには特使吾々料理屋の被害婦関係で、次の職がさまるまで親元も引取らないので警察の監視すきで雇主にあすけであるものや、年々が十八才に迫るので、満十八才になるのを待っているものなどもある。このような処置は被害者にとつて保護不十分な例である。

つぎの「配置転換」の四七名（約七%）は、さいわい新しい職場にやとわれたものであるが、一般

家族の女中にあつたものが二のちでもつとも多い、そのほかは女工になつたもの、パーマの見習になつたもの、あるいはお菓子屋、クリーニク店、パチンコ屋など商店の店員になつたものもある。児童相談所委託が今回は約大半で、わりあい多くなつてゐるが、一時児童相談所へあずけられたものも、そこから保護施設へうつしたり、郷里へかえしたり、新しい職を見つけたりして出ていくのである。

可行情不明のものも一九名いるが、被害者も仲介人とともに逃亡してしまつたものや、ひとりで他の特飲店へもぐつてしまつたものもあり、捜査打切りをしたものもある。また、鹿児島あたりでは神籠へ接害婦として渡つてしまふものも多いといわれているが、一度は神籠へ渡ると調査が十分でないといふことである。

可保護施設収容品も一一名いるが、施設に収容されたなかには、一四才で接害婦をしていた少女が、児童相談所の世話で〇〇園に入りそこから中学校へ通学し、更生して明るくくつしてゐるものもある。

3 仲介者の処置

い 対策のところでものべたように、仲介者に対する取締りは対策をわるとともに強化されてきたが、どのような法律でどの程度の処置がなされてゐるのかしらべてみよう。

まず第十四表によつて速検されたものをしらべると全部で五五〇名である。

そのうち起訴されたものが一二〇名、不起訴が一〇名、仲介人が死亡したため起訴棄却になつたものが一名、まだ処理していないものが四一九名である。

起訴されたもののうち、体刑のきまつたもの四三名、罰金刑が五五名、目下公判中のものが二二名である。

第十四表 速検されたものの内訳

起 訴	体刑	43
	罰金	55
	公判中	22
	計	120
不起訴		10
起訴棄却		1
未処理		419
合計		550

第十五表 法令別送検人員

法令別	送検人数	%
職	67	29.2
見	61	27.1
職 見	27	12.0
見 勸九	12	5.3
職 見 功	10	4.4
刑 功	9	4.0
職 功 功	7	3.1
功 功	6	2.7
功 勸九	4	1.8
勸九 職 勸九	4	1.8
刑 職 勸九	3	1.3
その他	15	6.7
計	225	100.0

職 見 勸九 功 刑
 | | | |
 職 見 勸九 功 刑
 業 安 定 法
 功 功 功 功 功
 勸 勸 勸 勸 勸
 基 基 基 基 基
 法 法 法 法 法

法令のうち執行猶予が十三名で、最高は懲役三年、最低は懲役二ヶ月である。多いのは懲役六ヶ月から八ヶ月のものである。
 罰金刑は体罰より多いが、最高は二五、〇〇〇円、最低は一、〇〇〇円でもっとも多いのは五、〇〇〇円から一〇、〇〇〇円のものである。
 このような送検人の処置を適用法令別にみると、第十五表にあらわれているとおり、判明しているものの二二五名のうち職業安定法が約三〇%弱を占めている。
 次に児童福祉法が二七%強、職安法、児童福祉法の競合したものが一二%である。職安法、児童福祉法の適用が多いのは事件の性質上主に送検人を処罰することに重点がおかれてくることによるものである。

雇主にたいする処置

仲の人の処置とともに、更替を雇主に對しても処罰されている例が今回は少なからず報告されている。

送検されたものは一八六名で、雇主の方は児童福祉法違反と労働基準法違反が互割的に多い。労働基準法違反によつて送検されたものは、強制労働や、賃金の前借金との相殺等である。

表十六 送検雇主別法令違反人員

法令別	雇主人数
児童労働	41
労働基準法違反	27
児童労働	15
児童労働	9
その他	13
不明	21
計	186

むすび

新憲法が施行されて数年を経た現在、年少者には児童憲章まで制定されているが、いわゆる人身売買事件は、以上概観したように、なげかわしい実情をあらわしています。もちろん、新憲法のもとに児童福祉法、労働基準法、職業安定法等の法律が整備されているため、むかしとおりの人身売買だけではありません。

しかし、一度仲介人の手にかかれは、被害者たちの足をそこへとめてしまふ條件はしらすしうすのうちでできてしまい、保護取締りの手も十分とはいかず締めと自暴自棄で一生をこのまますごしてしまふ年少者も少なくありません。

もし、この問題をこのようになつては、国家全体からみれば、ごく少数にしか過ぎないとして放置すれば、真に国家全体が繁栄できるでしょうか。雇用旋屋がはびこつて不当な雇用契約で身売りする年少者が多ければ、正規に雇用される一般労働者の労働条件もおのずから低くなるということば、ちよつと考へればうなずけることでしょう。

まだ、身売りの事実を取上げることば、対外的に不名誉を招く恐れがあるとして問題にしないとするのは、これは国家が放置していることと国際的本宿のもとともなることに気付かないのでしよう。

このいわゆる人身売買問題にあらゆる方面からの関心がよせられ、根本的解決のため、社会的経済的悪條件の改善に一步が進められることを急務するものです。

